

障害者の 保健福祉制度が変わります

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されます。この法律は、障害(身体・知的・精神)の種類や年齢をこえた共通のルールとなるもので、今までの支援費制度、公費負担医療制度等が次のように改正され、新たな保健福祉制度としてスタートします。

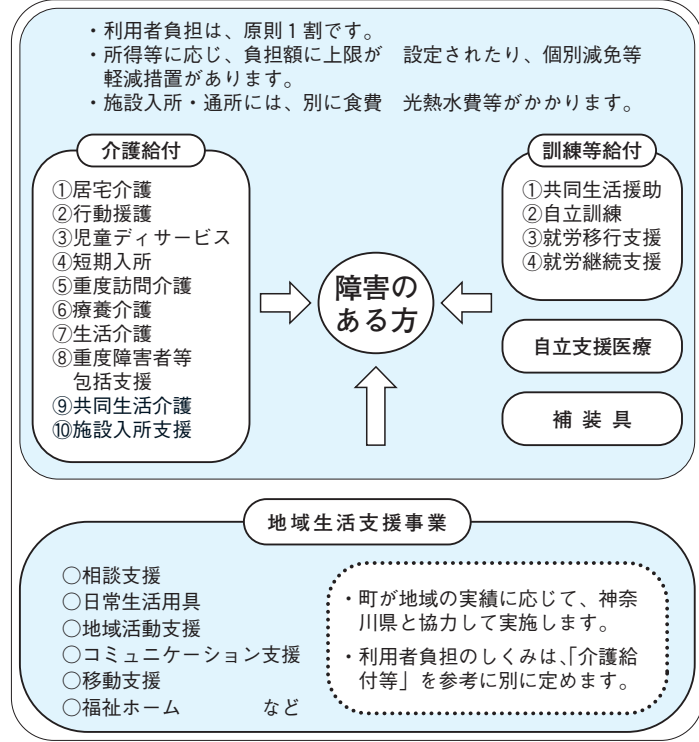
▼サービスの種類

- 介護給付・訓練等給付**
支援費制度から変わるものです。機能や目的別で利用できないサービスが分けられています。
- 自立支援医療**
精神通院公費・更生医療・育成医療の支給認定の手続き・利用者負担を共通化するとともに、指定医療機関制度が導入されます。
- 補装具**
事前の申請により、その必要性が認められた方について、購入または修理を受けられます。
- 地域生活支援事業**
地域で支える様々な事業を、地域の実情に応じて実施します。
- 利用の手続き**
▼**介護給付・訓練等給付**
サービス利用の事前の続ききとして、サービス支給決定の申請をしてください。申請者

の障害等の状況を確認後、新たに設置される審査会により、障害程度区分の認定を行い、実際に利用できるサービスの内容や量などを決定します。

- 自立支援医療**
サービスの利用を希望する方は、診断書等を添付し申請する必要があります。なお、1年ごとに更新があります。
- 補装具**
サービスの利用を希望する方は、購入、修理する前に申請をしてください。
- 地域生活支援事業**
▼**介護給付・訓練等給付**
介護給付・訓練等に準じた申請をしてください。
- サービスの利用計画**
介護給付・訓練等給付のサービスを受ける場合、「いろいろなサービスが必要とする」、「家族やまわりの人からの支援が得られず孤立している」などの方を対象に、計画的なプログラムに基づいたサービスの利用プランを作成するも

本町における障害者自立支援法のサービス



ので、指定相談支援事業者に依頼することができません。

○**利用負担**
利用料の1割となります。また、施設を利用する場合は、光熱水費などの居住費や食費の実費が必要になります。

※利用時の負担が大きくならないよう減免措置等があります。

また、地域生活支援事業については、利用負担のしくみが異なる場合があります。

▼**相談会**
障害者自立支援法の概要について、介護給付と訓練等給付等のサービスを中心にとおり相談会を開催します。

○**日時**
3月15日(水)～18日(土)
各日とも9時～正午、午後1時～4時

○**場所**
障害福祉センター

○**その他**
・予約制です。3月7日(火)から電話で受け付けます。
・相談は、一人でも数人でも可能です。
・相談時間は、1回50分程度を予定しています。

○**問い合わせ・相談会申込み**
障害福祉センター
☎(73) 4530

障害者 タクシー利用 助成券の発行

平成18年度
のタクシー利用助成券を発行します。該当する方は、申請手続きを行ってください。

▼対象者

- 町内在住で次のいずれかに該当する方で、自動車税の減免を受けていない方
- 下肢・体幹・視覚障害1・2級**
- 上肢・内部障害1級**
- 療育手帳(A1・A2)をお持ちの方**、または知能指数35以下と判断された方
- 特定疾患医療証の所有者**

※施設に入所している方は利用できません。

▼**手続きに必要なもの**

- 身体障害者手帳
- 療育手帳又は特定疾患医療証
- 印鑑
- 利用開始 4月1日(土)から
- 申請受付 3月28日(火)から

▼**発行場所** 障害福祉センター
または役場福祉課

○問い合わせ

- ・障害福祉センター
☎(73) 4530
- ・福祉課 ☎内線302